

資 料

- 用語の解説
- SDGs の達成に向けた取組
- とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例
- とちぎ食の安全・推進会議規則
- とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する
基本計画（4期計画）策定過程
- とちぎ食の安全・安心推進会議委員名簿
- 食に関する相談窓口一覧

用語の解説

【施策目標】 1 – (1) ①安全で、環境に調和した農産物の生産の推進

* 1 GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理)

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。GAP を実践することにより、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や食品製造事業者等の信頼の確保が期待されます。

* 2(1) 米トレーサビリティ法 (米穀類の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)

米穀等に関して、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化及び適正かつ円滑な流通を確保するため、米穀等を取り扱う業者に対し、取引等に係る記録の作成・保存 (トレーサビリティ) 及び産地情報の伝達を義務付ける目的で、平成 21(2009) 年 4 月 17 日に成立しました。

* 2(2) トレーサビリティ

トレース (Trace : 足跡を追う) とアビリティ (Ability : できること) を合わせた言葉で「追跡可能性」を意味します。食品がいつ、どこで、どのように生産・加工・流通されたかについての情報を蓄積し、消費者がそれらの情報を確認できるようにすることをいいます。

* 3 放射性物質

放射線を出す能力をもった物質のことです。自然界に存在するものであり、土壌や植物から検出されることがあります。

* 4 栃木県 GAP 規範

「安全な農産物の生産」、「環境の保全」、「作業者の安全確保」など、GAP の実践のために必要となる具体的な取組項目とその根拠となる関連法令や通達等をまとめたものです。

* 5 農薬管理指導士

農薬販売者、農薬使用者及び営農指導員などに対して、農薬取締法などの関係法令や農薬に関する専門的な研修を実施し、認定試験に合格した者を、農薬の安全かつ適正な使用及び環境への負荷の軽減を図る指導的な役割を担う「農薬管理指導士」として認定しています。

* 6 総合的病害虫・雑草管理 (IPM : Integrated Pest Management)

抵抗性品種の導入等により病害虫の発生しにくい環境を整備するとともに、発生予察情報の活用等により病害虫等の発生状況を把握し、各種の防除手段を組み合わせることで適切かつ効果的・効率的な防除を実施することを通じ、病害や虫害の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、その低いレベルを維持させるための総合的な病害虫等の管理方法です。

* 7 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業です。

【施策目標】 1 – (1) ②安全で、環境に調和した畜産物の生産の推進

* 1 (1)(2) 飼養衛生管理、飼養衛生管理基準

家畜伝染病予防法において、家畜飼育管理の方法に関し、家畜（牛、豚、鶏など）の所有者が守るべき基準として定められています。具体的には、家畜の伝染病疾患の発生を予防するとともに、安全な畜産物を生産するには、畜舎の清掃や消毒の励行等日常衛生管理を徹底し、家畜伝染性疾患の病原体の汚染を減らすことが重要なことから、そのために必要な飼養管理上の留意事項について、家畜の種類ごと 20 数項目が規定されています。

* 2 牛個体識別制度

牛は、生まれてから死亡・とさつまでの移動履歴等情報を 1 頭毎に付された番号（個体識別番号）により、一元的に管理されています。とさつ・解体処理された後の牛肉についても、消費に至る流通の段階で個体識別番号等の表示を義務づけることにより、牛肉の個体情報を確認出来る仕組みを構築することを目的として、牛トレーサビリティ法（牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法）が平成 15(2003) 年 6 月 11 日に成立し、現在もこの制度により、牛の個体情報の管理がされています。

* 3 薬剤耐性菌

薬剤（抗菌性物質）に対し抵抗力を持ち、薬剤が効きにくくなっている菌のことです。薬剤耐性菌の出現の原因としては、薬剤の連用や過剰な使用が考えられています。薬剤耐性菌の発現を防止するには、薬剤を適正に使用しなければなりません。

* 4 動物用医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品のうち、家畜（牛、豚、鶏等）や養殖魚に使用されるもので、抗菌性物質や一般薬などがあります。同法により、医薬品ごとに使用対象動物、用法・用量及び使用禁止期間等が定められています。

* 5 家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン

農林水産省が、農産物の安全性の確保のため、生産段階における HACCP 方式の確率を目指し、採卵鶏・ブロイラー・豚・肉用牛・乳用牛の 5 畜種ごとに定めた衛生管理のガイドラインです。本ガイドラインは、生産現場でも応用できるよう、特別な設備・装置や特殊な技術を必要としないで、日常の飼養管理の中で実施できる方法になっています。

* 6 監視伝染病

家畜伝染病予防法で規定される家畜伝染病（28 疾患）と届出伝染病（71 疾患）の総称で、疾病ごとに対象家畜（牛、馬、豚、めん羊、鶏、蜂蜜等）が規定されています。これらの疾病に罹っている家畜（疑いを含む）を発見した者（原則、獣医師）は、家畜保健衛生所に届け出なければなりません。

【施策目標】 1 – (1) ③安全で、環境に調和した水産物の生産の推進

* 1 水産用医薬品

動物用医薬品のうち、水産動物の病気の診断、治療、予防に使用されるものです。

* 2 養殖衛生管理

安全な水産物を提供するために、生産段階において、病気の発生やまん延防止、養魚用飼料や水産用医薬品の適正な使用に関して、必要な措置を講じることです。

* 3 魚病

魚が感染し発症する病気のこと、主にウイルス、細菌、真菌、寄生虫による病気があります。代表的なものに、マゴイとニシキゴイに発生するコイヘルペスウイルス病があります。

* 4 薬剤感受性

ある微生物に対してある薬剤が有効な場合、微生物はその薬剤に対して感受性があるといえます。特定の薬剤が効くか効かないかを感受性試験（検査する薬剤を加えた検査紙を用いて、特定の微生物が生育可能かを調べる試験）で判断します。

【施策目標】 1 – (1) ④安全で、環境に調和した特用林産物の生産の推進

* 1 特用林産物

特用林産物とは、森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称です。きのこ、木の実、山菜、わさび、うるし、木炭、竹材などの森の恵みを「特用林産物」と呼びます。

* 2 栃木県きのこ生産工程管理基準（きのこ GAP）

より安全・安心なきのこを生産するため、放射性物質の影響を回避・低減する対策について、各栽培工程に係る取組ポイントを示すとともに、共通事項として環境保全、労働安全、農業生産工程管理全般についてチェックする項目を示す基準です。

【施策目標】 1 – (2) ①食品関係事業者等による衛生管理の推進

* 1(1) HACCP（ハサップ）

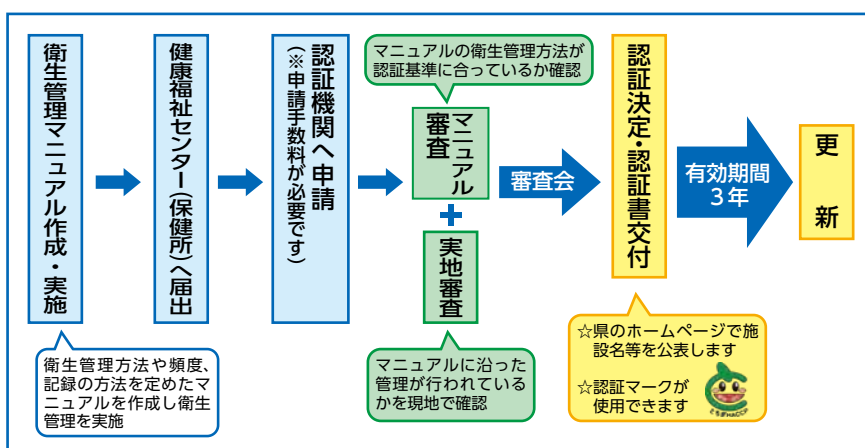
原料の入荷から製造、製品の出荷までの一連の工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法です。食品衛生法の改正により令和元（2019）年6月から、すべての食品等事業者に対して HACCP に沿った衛生管理が義務化されました。

* 1(2) 栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎ HACCP）

HACCP の手法を取り入れて、基本的な衛生管理を確実に実施、継続できる施設を認証する栃木県独自の制度（自治体認証）です。R3(2021)年2月末現在、167 施設が認証を受けており、認証を受けた施設や商品には、「とちぎ HACCP」の認証マークを貼付することができます。

とちぎ HACCP は、認証機関の審査を受けて取得するものと「特別認証」による取得があります。特別認証とは、知事がとちぎ HACCP と同等以上の衛生管理が担保されていると認めた第三者認証の仕組み（ISO22000 等）で認証を受けた事業者に対して認証を行うものです。

◇とちぎHACCP認証制度の手順



* 2(1) 食中毒

食品に起因する胃腸炎、神経障害等の中毒症状の総称で、その原因物質によって微生物性食中毒、自然毒食中毒、化学物質による食中毒、その他のもの(寄生虫等)、原因不明なものに分類されています。

● ノロウイルス

ヒトの腸で増殖し、人から人への感染のほか、ノロウイルスに汚染された非加熱もしくは加熱が不十分な食品を食べることによって食中毒を発症します。冬季を中心に年間を通して発生し、我が国で発生している食中毒の中で患者数が最も多い食中毒です。ノロウイルスによる食中毒事例では、原因食品の判明していないものが多く、その中には食品取扱者を介して二次的に食品が汚染されることが多いのが特徴で、その他の原因としてはカキやハマグリなどの2枚貝によるものがあります。

* 2(2) 栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報

ノロウイルスを原因とする食中毒は、冬季に多発し大規模化する傾向があることから、11月1日から翌年3月31日までの期間を「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進月間」と定め、関係団体等に対して幅広く注意喚起し、また、食品等事業者への衛生指導の強化に努めています。

さらに、その期間内で、定点医療機関当たりの感染性胃腸炎の報告数が増加し、ノロウイルス食中毒の発生の危険性が高まった時点で「ノロウイルス食中毒特別警戒情報」を発信し、更なる注意喚起を行います。

* 3(1) アレルゲン

アレルゲンを含む食品

食物アレルギーの原因となる物質を含む食品のことをいいます。近年、この食物アレルギーによる健康被害が多くみられるため、平成14(2002)年4月から、アレルゲンを含む食品の表示が義務付けられました。

現在は、特定原材料として「えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生」の7品目が表示を義務付けられ、特定原材料に準ずるものとして「あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、アーモンド」の21品目についても表示が推奨されています。

* 3(2) 食物アレルギー

食物アレルギーは乳幼児期から学童期にかけて多く見られます。アレルゲンを含む食品を食べることで、じんましんなどの症状が起きます。中には、アナフィラキシーショックのような重篤な症状を起こす恐れがあります。

● 給食施設における食物アレルギー対応

児童福祉施設では「保育所におけるアレルギー食対応ガイドライン(厚生労働省)」、学校等*では「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(文部科学省監修)」に基づき実施されます。

(*学校等とは、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校、大学等を示します。)

* 4 食品衛生責任者

「食品衛生法施行規則」で営業施設に設置することが義務付けられている者で、調理師等の有資格者のほか講習会の課程を修了したものの中から任命され、施設及び食品取扱等に関する衛生管理、従業員の教育訓練等を行います。原則として、1施設1名の設置が義務付けられています。

* 5 6次産業化

農業者が農産物の生産（1次産業）だけでなく、自らが生産した農産物を用いて、商品の製造・加工（2次産業）や、販売（3次産業）に取り組むことにより、農産物の付加価値を向上させて、収益力を高めることです。

* 6 農商工連携

地域の基幹産業である農林水産業者と商業工業事業者等が連携し、相乗効果を発揮して新たな事業を展開することにより、地域経済を活性化させていくことです。

* 7 給食施設

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のことをいいます。

健康増進法第20条第1項に規定される施設で、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設を「特定給食施設」、それ以外を「その他の給食施設」といいます。

そのうち、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設を大量調理施設といいます。

大量調理施設は、集団給食施設等における食中毒を予防するために HACCP の概念に基づく「大量調理施設衛生管理マニュアル」が適用されます。（ただし、上記以外の食数を提供する中小規模調理施設についても、本衛生管理マニュアルの趣旨を踏まえた衛生管理の徹底が示されています。）

* 8 食品衛生指導員

食品等事業者で構成する（公社）栃木県食品衛生協会の会員で、養成教育の課程を修了した者を、協会長が委嘱するもので、自主活動として食中毒、食品事故等の未然防止、衛生水準の向上を図るため、健康福祉センターや保健所と連携して営業施設に対する巡回指導、啓発活動や新規開業者に対する事前指導や相談業務を行います。

* 9 食品衛生推進員

食品衛生法に基づき、食品衛生の向上に関する自主的活動に協力的で、社会的信用があり、かつ、地域の食品衛生活動に積極的に取り組んでいる者の中から知事が委嘱するもので、地域における衛生管理水準の向上のために、営業施設などの衛生管理方法や食品衛生に関する事項についての相談、指導、助言を行います。

* 10 大量調理施設衛生管理マニュアル

集団給食施設等における食中毒を予防するために、HACCP の概念に基づき、調理過程における重要管理事項等を示したマニュアルです。

* 11 学校給食衛生管理基準

学校給食法の趣旨を踏まえた学校給食を実施する教育委員会等（学校の設置者）の責務や学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程等における衛生管理、その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準が規定されているものです。学校給食の衛生管理は、HACCP の考え方に基づいて実施されています。

* 12 栄養教諭

栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員で、児童生徒の栄養に関する指導及び管理をつかさどります。

* 13 フードバレーとちぎ推進協議会

平成 22(2010) 年 11 月、県内の農林漁業者や食品製造業をはじめとする食品関連企業、産業支援機関など“食”に関する幅広い主体が集結し、活発に交流・連携する場として設立した協議会です。(令和 2(2020) 年 4 月 1 日現在 962 企業・団体が加入)

* 14 点検 5 項目

HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の取組具合を点検するための項目(①手引書の有無、②手引書と衛生管理の実態との比較、③一般衛生管理ポイントの設定、④重要管理ポイントの設定、⑤記録の有無)

【施策目標】 1 - (2) ②食品関連事業者等に対する監視指導の充実

* 1(1) 腸管出血性大腸菌 O157

ヒトの腸管や腎臓等に対する細胞毒性を有するペロ毒素を産生し、出血を伴う腸炎や溶血性尿毒症症候群(HUS)を起こす病原性大腸菌のひとつ。大腸菌は、菌の表面にあるO抗原とH抗原により細かく分類されており「O157」はO抗原として157番目に発見されたものを持つという意味です。

* 1(2) カンピロバクター

家畜、家禽類の腸管内に生息している細菌です。生の鶏肉や牛肉が感染源となることが多く、食品や飲料水を介して感染することもあります。乾燥に弱く、また通常の加熱調理で死滅しますが、他の食中毒菌に比べて少ない菌量で発症します。主な症状は下痢、腹痛、発熱などです。

* 2 と畜場及び食鳥処理場

と畜場とは、食用に供する目的で牛、馬、豚、めん羊、山羊をとさつし又は解体するために設置された施設をいいます。また、食鳥処理場とは、鶏、あひる、七面鳥などのとさつ、解体を行うために設けられた施設をいいます。

* 3 食品表示法

食品衛生法、JAS法(旧：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)及び健康増進法の3つの法律の食品の表示に係る規定を一元化した「食品表示法」が平成25(2013)年6月28日に公布(平成27(2015)年4月1日施行)され、事業者にも消費者にも分かりやすい表示を目指した具体的な表示ルールである「食品表示基準」が策定されました。

* 4 栃木県食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき、県が行う年間の食品衛生監視指導の内容を定めるものです。

本県における食品営業施設等への年間立入予定回数は、HACCPに沿った衛生管理方法、業種ごとの危険度、過去の行政処分、指導状況、製造販売される食品の広域流通性、営業の特殊性を勘案して、監視指導の重要度により5段階に分類しています。

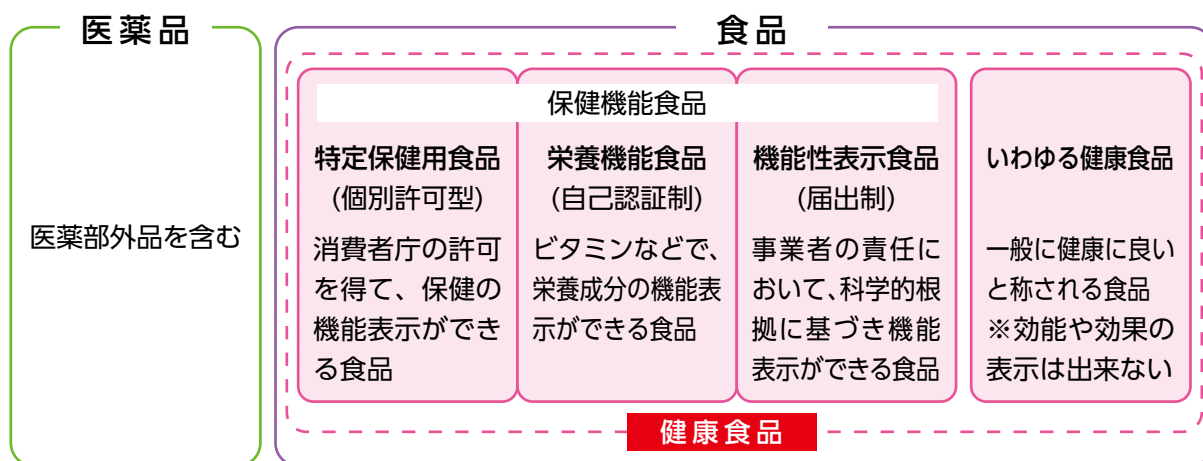
* 5 栃木県食品表示適正化強化月間

食品等事業者への適正な食品表示の指導のため、強化期間を定めて「食品表示法」所管行政機関等が連携し合同で立入検査を行っています。現在は、8月と12月を強化月間と定め、県、農林水産省、宇都宮市が合同で監視を実施しています。

* 6(1) いわゆる健康食品

「健康食品」と呼ばれるものについては、法律上の定義はなく、広く健康の保持増進に資する食品として販売、利用されるもの全般を指しているものです。「いわゆる健康食品」とは、「健康食品」

から、国が基準を定めている特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品を除いたものになります。



*** 6(2) 無承認無許可医薬品**

「無承認無許可医薬品」とは、医薬品ではないのに、医薬品のような効能・効果をうたって販売されている製品や、いわゆる健康食品に医薬品成分が含まれているものをいいます。

【施策目標】 2 – (1) ①食品安全行政の総合対策推進 (放射性物質対策を含む)

*** 1 栃木県食品安全推進本部**

栃木県における食品の安全確保に関する総合的な施策を推進するため、知事が本部長となり、平成 16(2004)年 5 月に設置されました。本部の下に幹事会を置き情報の収集分析を行い、さらに必要に応じて検討会委員が幹事会に諮る事項を調査、検討します。(事務局：保健福祉部生活衛生課)

*** 2 とちぎ食の安全・安心推進会議**

「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づき設置された県の附属機関で、平成 19(2007)年 2 月に第 1 回会議が開催されました。基本計画を定める場合等食品の安全性に関する事項を審議しています。

*** 3 施策提案制度**

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例に基づき、県民が、県に対して食品の安全性を確保する目的で制度の新設や運用の改善等の施策を提案することができる制度です。施策を提案する場合は、施策提案書を提出することが必要です。

*** 4 広域連携協議会**

改正食品衛生法に基づき、厚生労働大臣が、食品衛生に監視指導の実施に当たっての連携協力体制を整備し、広域的な食中毒事案等の発生又はその拡大及び広域流通食品等の食品衛生法違反を防止するため、地方厚生局の管轄区域毎に設けた、国、都道府県その他保健所設置市等により構成された協議会です。

【施策目標】 2 – (1) ②監視指導体制及び検査体制の充実・強化

*** 1 家畜防疫員**

家畜伝染病予防法に基づき、知事が任命する県職員(獣医師)で、法律に基づく検査や家畜農家に対する家畜飼養衛生管理基準の指導など、さまざまな事務に従事しています。

* 2 収去等による試験検査

家畜防疫員や食品衛生監視員が工場や販売店に立ち入り、試験検査用として食品・飼料等を法律に基づき無償で持ち帰り、検査をすることをいいます。

* 3 残留農薬一斉分析法

農作物の栽培又は保存時に使用され、食品中に残留した農薬を残留農薬といい、ポジティブリスト制度により数多くの農薬成分の分析が必要になりました。そのため高度な分析機器を用い農薬成分を一度にできるだけ多く分析し解析する方法をいいます。

• ポジティブリスト制度

食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について「一律基準」(0.01ppm)で規制し、残留等を認めるものについてリスト化することをいいます。これにより、農薬等が一定量以上含まれる食品の流通が原則として禁止されます。

【施策目標】 2 - (1) ③安全な食品を生産するための技術開発と食品安全に関する研究の推進

* 1(1) 生物的防除資材

害虫を食べる昆虫(天敵)や病原菌の生育を抑える微生物などの有益な生物を利用して病害虫による被害を防ぐ資材を「生物的防除資材」といいます。

* 1(2) 物理的防除資材

防虫ネットや粘着板などのように、物理的に病害虫による被害を防ぐ資材を「物理的防除資材」といいます。

* 2 被覆肥料

肥料粒の表面を被膜でコーティングすることにより、肥料成分の溶け出すスピードをコントロールすることができる肥料です。肥料成分の溶け出すスピードをコントロールすることにより、作物の生育に合わせて肥料を効かせることが可能になります。

【施策目標】 2 - (2) ①健康危機管理体制の強化

* 1 危害情報の申出(条例第17条に基づく制度)

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例に基づき、県民が人の健康に悪影響を及ぼす恐れがある食品に関する情報を入手した場合、県に対し適切な対応をするための申出をすることができる制度です。申出者は、住所、氏名を明らかにする必要があります

* 2 栃木県食中毒対策要綱

大規模な食中毒発生時には、必要に応じ連絡会議、対策本部を設置し、関係機関との迅速な情報交換、十分な連絡調整を行い、原因究明、発生拡大防止、効果的な対策等円滑な処理を図ることなどを定めたものです。

* 3 栃木県食中毒処理要領

食中毒やその疑いがある事案が発生した際には、迅速かつ的確な調査を行い、原因食品・原因物質・汚染源などの究明のための調査・事務処理等の具体的方法を定めたものです。

* 4 厚生労働省及び他自治体を結ぶシステム活用…食中毒調査支援システム(NESFD)

(NESFD: National Epidemiological Surveillance of Foodborne Disease)

食中毒事件の調査に係る対応を支援するため、関係機関である厚生労働省、地方厚生局、国立研

究機構、地方自治体及び地方衛生研究所間で即時情報共有を行うためのシステムです。食中毒関連情報の集約・共有、Web 会議による緊急時対応支援、職員研修の機能があり、平成 22(2010)年 4 月から運用が開始されました。

*** 5 農薬緊急事案対応マニュアル**

流通段階にある県産の農畜水産物において、関係法令で定める基準値を超える残留農薬の検出等により、その安全性が危惧される事案が発生した場合の関係機関等の対応について定めたものです。

*** 6 栃木県健康危機管理マニュアル**

県民の生命の安全と健康の確保を脅かす事態が発生し、又は発生する恐れがある場合に、迅速かつ適切に健康危機管理対策が行われるよう、初動体制等を確立するための手順を定めたものです。

【施策目標】 3 – (1) ①消費者、事業者、行政間の情報の共有の推進

*** 1 報告書**

「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画に基づく実績報告」、「栃木食品衛生監視指導計画実施結果」を毎年公表しています。

*** 2 県政出前講座（食の安全関連）**

県民からの要請により県担当職員が集会場等に出向いて、食品の安全性の確保に関する施策や国内外の食品に関する最新の話題等について説明し、食品に対する基本的な知識の理解を図ります。

講座では、食中毒予防の知識や食品表示の見方、HACCP など食の安全や健康増進に関することをテーマとして設定しています。

*** 3 食生活改善推進員**

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、地域における健康づくり活動を実践及び推進すること目的に、市町などにおいて開催される「食生活改善推進員教育事業」の教育を受けて、健康づくりのためのボランティアとして他の組織の方々とは強調しながら活動している方です。

*** 4 消費者団体**

消費者の権利保護のため、消費者が自主的に組織した団体のことを指します。「とちぎ食の安全ネットワーク」の事務局である栃木県生活協同組合連合会も該当します。

*** 5 リスク**

食品中にハザード(*)が存在する結果として生じるヒトの健康への悪影響が起きる可能性と影響の程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）のことです。

(*) ハザード（危害要因）

食品安全分野においては、ヒトの健康に有害影響を及ぼすおそれのある食品中の物質又は食品の状態のことです。食中毒の原因となる微生物やプリオン等の生物的要因、自然毒や残留農薬等の科学的要因、放射線や異物等の物理的要因があります。

【施策目標】 3 – (1) ②消費者相談体制の充実・強化

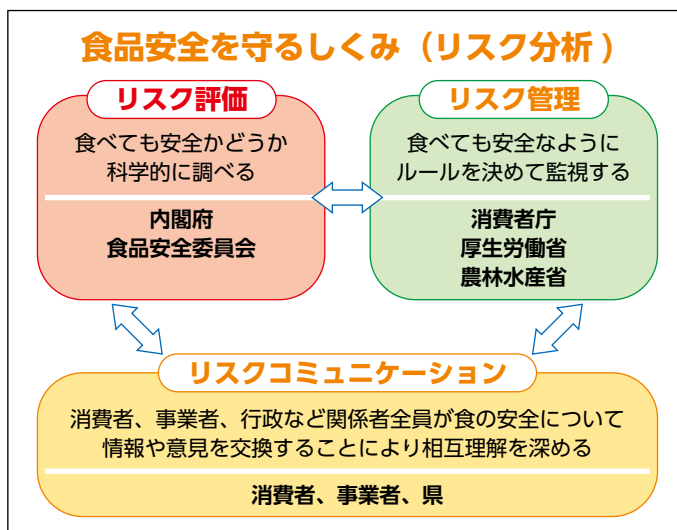
*** 1 食と農の相談室**

県農政課及び各農業振興事務所に設置した、食と農に関する相談窓口です。

【施策目標】 3 - (2) ①消費者、事業者、行政間の相互理解の促進と支援

* 1 リスクコミュニケーション

リスク評価機関（科学者、専門家）、リスク管理機関（行政）、消費者、事業者、流通業者、小売り業者などの関係者がそれぞれの立場から、食の安全について情報や意見を交換することにより、相互理解を深めることです。



* 2 食品ロス

食べられるにもかかわらず、廃棄されている食べ物のことです。例えば、賞味期限切れで販売できなくなったものや生鮮食品、惣菜等の売れ残り、飲食店で客が食べ残した料理や提供できなかった仕込み済みの食材、家庭での食べ残しや調理しないままの食材などです。

* 3 食品廃棄物等

食品製品の段階で発生する副産物（米ぬか、ビール粕、果汁粕等）、食品加工調理段階で発生する料理屑や利用されなかった食材、食品流通段階で発生する余剰食品や期限切れ食品、食品消費段階で発生する食べ残しなどです。

* 4 フードバンク

食品製造業者や農家、家庭などから、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品の寄付を受け、食べ物に困っている方、福祉施設などに無償で提供する活動やその活動を行う団体のことです。

【施策目標】 3 - (2) ②環境に配慮した消費活動の推進

* 1 栃木県食育推進計画（第4期）

食育基本法第17条に基づき、「県民一人一人が、生涯にわたり楽しく健全な食生活を実践することにより、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育む」を基本理念として策定した計画で、第4期計画は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を期間としています。

* 2 フードドライブ

家庭で余っている食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンクや福祉施設などに寄付する活動です。

SDGs の達成に向けた取組

SDGs は、2015 年の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための目標」であり、我が国では 2016 年に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げ「SDGs 実施指針」を策定しました。

本県においても SDGs の「誰ひとり取り残さない」という理念を踏まえた計画の策定、実現が求められています。

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（4 期計画）では、SDGs の理念を踏まえ、各種取組を実施して参ります。



○ 「SDGs」を達成するための具体的施策

		施策の概要	ターゲット
1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保	(1) 生産段階での安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 環境と調和した農業の推進 畜産農家の家畜生産における飼養衛生管理レベルの向上 養殖衛生管理の普及・指導の推進 特用林産物の生産再開への支援 	2、9、12、13、15
	(2) 製造・加工・流通・販売段階での安全確保	<ul style="list-style-type: none"> HACCP に沿った衛生管理の定着促進 適正な食品表示の実施 計画的かつ効率的な食品衛生監視指導の実施 いわゆる健康食品の監視指導強化 食品リコール制度の周知徹底 	3、12
2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化	(1) 体制の充実及び関係機関の連携強化（平常時の対応）	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な食品安全行政の推進 監視指導体制の充実・強化 安全で、環境と調和した農産物の生産に寄与する試験研究の推進 	10、16、17
	(2) 健康被害の未然防止や拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理体制による緊急事態への迅速な対応 	
3 消費者の食に対する信頼性の確保	(1) 消費者、事業者、行政間の情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> 消費者の学べる場の提供促進 食の安全・安心に関する相談体制の充実 	4、10、16、17
	(2) 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地産地消の促進 食品ロスの削減促進 食育による食に感謝する心の醸成への取組の促進 	2、4、8、9、12

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例

平成十八年六月二十三日

栃木県条例第三十九号

私たちの社会は、科学技術の貢献などによって、日常生活の利便性や快適性が向上するなど、総じてくらしの豊かさを実感できるものとなっている。

しかし、食品の安全性や信頼性を損なう事態の発生などを背景として、県民の食に対する関心が一層高まってきており、生命と健康の源である食の安全・安心を確保することは、私たちすべての強い願いである。

私たちが住む栃木県は、首都圏の一翼を担う地勢の優位性を持ち、全国有数の豊かな農業生産を展開し、本県はもとより首都圏の食料基地として大きく貢献するとともに、食に関する産業が地域経済において重要な役割を果たしている。

こうした特色を持つ本県において、食品の生産から消費、さらには、廃棄、再生利用に至るすべての関係者及び県民が、食の安全・安心・信頼性の確保に関して、それぞれの立場でその責務と役割を果たすことは、極めて大きな意義を持つものである。

ここに、県民の総意として、生命と健康の源である食と農に対する理解を深めながら、食の安全・安心・信頼性を確保することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、食と農に対する理解を基礎とした食の安全・安心・信頼性の確保(以下「食の安全・安心の確保」という。)に関して基本理念を定め、県及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに県の施策に関する基本事項を定めることにより、食品の生産・加工・流通・消費・廃棄・再生(以下「食品の生産・消費・再生等」という。)の各般にわたる施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食 食品、食文化、食習慣、食育等の総称をいう。
- 二 食と農 食品の生産を目的とした植物の栽培等又は家畜若しくは魚介類の飼養等に係る人の営み並びに食品の生産から消費に至る行程及びその結果生ずる食品循環資源(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)第二条第三項に規定する食品循環資源をいう。)等に係る一連の活動をいう。
- 三 食育 食に関する知識及び食品を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- 四 食品 全ての飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。)をいう。
- 五 事業者 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品(その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。)若しくは添加物(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第二項に規定する添加物をいう。)又は器具(同条第四項に規定する器具をいう。)若しくは容器包装(同条第五項に規定する容器包装をいう。)の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第三条 食品の安全・安心・信頼性の確保(以下「食品の安全・安心の確保」という。)は、県民の健康の

保護が最も重要であるという基本的認識の下に県及び事業者において必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

- 2 食品の安全・安心の確保は、本県の食文化や食習慣を踏まえた食と農に対する理解を促進させる活動及び食育の積極的な推進によって、県、事業者及び県民がそれぞれの責務若しくは役割を果たし、又は相互の信頼の下に取り組むことにより、行われなければならない。
- 3 食品の安全・安心の確保は、科学的知見に基づき、県が国及び市町村と連携協力を緊密にして適切な施策を講ずることにより、行われなければならない。
- 4 食品の安全・安心の確保は、県及び事業者における積極的な情報の公開並びに県民との意見の交換、公表等による情報の共有化を推進して共通認識の形成を図ることにより、行われなければならない。
- 5 食品の安全・安心の確保は、食品の生産の方法及び流通の過程において、循環型社会の視点に配慮しながら行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、食の安全・安心の確保のため、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食品の生産から消費に至る行程の各般に応じて総合的かつ計画的な施策を講ずる責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、食品の安全・安心の確保に関して、第一義的責任を有することを認識して、その事業活動を行う責務を有する。

- 2 事業者は、消費者が食品の選択をするに際して重要である食品の表示を正確かつ適切な表示に努めることにより、県民の信頼を損なうことのないようにその事業活動を行う責務を有する。
- 3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、食品の安全・安心の確保を常に念頭におき、事業活動の改善及び向上に努めなければならない。
- 4 事業者は、県が実施する食品の安全・安心の確保に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、食品の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、県の行う施策若しくは事業の展開に参画し、意見を表明し、又は情報を提供することにより、積極的にその役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 県民は、常に自らが、食品による危害の被害者又は加害者となり得ることを認識し、食品の生産・消費・再生等に関わるよう努めるものとする。

(環境への配慮)

第七条 県、事業者及び県民は、食品の安全・安心の確保に当たっては、食品の生産・消費・再生等において、社会環境の変化、化学物質の出現等による環境への負荷が増大されてきている現実を認識して、環境への負荷の軽減に努める等環境に及ぼす影響について配慮しなければならない。

(基本計画)

第八条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、食の安全・安心の確保に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食の安全・安心の確保に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じな

なければならない。

- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、とちぎ食の安全・安心推進会議の意見を聴かななければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(生産及び供給体制の確立)

第九条 県は、事業者の安全で安心できる食品を生産し、及び供給するための体制の確立に関する必要な施策を実施するものとする。

(監視、指導及び検査の強化)

第十条 県は、食品の安全性、食品の表示の適正化等について、一貫した監視、指導及び検査に関する必要な施策を実施するものとする。

(情報の共有及び相互理解の促進)

第十一条 県は、食品の安全・安心の確保に関し、情報の収集、分析及び公開に努めるとともに、関係者間の情報の共有及び県民と事業者との相互理解の促進に関する必要な施策を実施するものとする。

(体制の整備及び連携の強化)

第十二条 県は、食品の安全性を確保するための試験研究体制の整備並びに食品の摂取による県民の健康に係る重大な被害の発生を未然防止及び当該被害の拡大を防止するための緊急の対処に係る体制の整備に関する必要な施策を実施するものとする。

- 2 県は、食の安全・安心の確保に関し、適切な施策を実施するため、国、他の都道府県、市町村等との密接な連携に努めなければならない。

(県民参加)

第十三条 県は、食の安全・安心の確保に関し、県民が幅広く主体的に関わることができるよう、県民参加の促進に関する必要な施策を実施するものとする。

- 2 県は、食の安全・安心の確保に関し、広く県民の意見を求めるための必要な措置を講じて施策に反映するよう努めるものとする。

(人材の育成)

第十四条 県は、食の安全・安心の確保に関する専門的な知識を有する人材の育成に努めなければならない。

(自主基準の設定及び公開)

第十五条 事業者は、県民の安全で安心できる食品の選択に資するため、自らが提供する食品の安全性及び信頼性に関する基準の設定並びにその公開及び遵守に努めなければならない。

- 2 県は、前項の規定により事業者が行う基準の設定及び公開を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(食育等の推進)

第十六条 県は、食育の普及啓発を推進するため、家庭、学校及び地域における食に関する教育及び取組の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、地産地消(地域で生産された農林水産物を当該地域で消費することをいう。)を推進するため、地域の食材の提供及び利用の促進、普及啓発、情報の発信その他の必要な措置を講ずるものとする。

(危害情報の申出)

第十七条 県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手した場合は、県に対して適切な対応をするよう申出をすることができるものとする。

- 2 県は、前項の申出があった場合において、当該申出に係る事実を確認するために必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 第一項の申出をしようとする者は、この条の制度を濫用してはならず、公益を図る目的でこれを利用する責任を負うものとする。

(議会への報告等)

第十八条 知事は、毎年度、食の安全・安心の確保に関して講じた施策を県議会に報告するとともに、県民に公表するものとする。

(施策の提案)

第十九条 次に掲げるものは、県に対し、食品の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に係る県の施策について、制度の新設若しくは改廃又は制度運用の改善の措置を講ずるよう提案をすることができる。

- 一 県内に住所を有する者
 - 二 県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- 2 前項の提案をしようとするものは、この条の制度を濫用してはならず、公益を図る目的でこれを利用する責任を負うものとする。

(とちぎ食の安全・安心推進会議)

第二十条 この条例によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、とちぎ食の安全・安心推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

- 2 推進会議は、前項に規定するもののほか、食品の安全性の確保に関する重要事項を調査するとともに、県に建議することができる。
- 3 この条に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に策定されているとちぎ食品安全確保指針は、第八条第一項の基本計画とする。

附 則(平成二六年条例第五一号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

とちぎ食の安全・安心推進会議規則

栃木県規則第七十一号
平成十八年九月二十九日

(趣旨)

第一条 この規則は、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例（平成十八年栃木県条例第三十九号）第二十条第三項の規定に基づき、とちぎ食の安全・安心推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 消費者
- 二 事業者
- 三 学識経験を有する者
- 四 前三号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

(任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平三〇規則一四・一部改正)

(会長及び副会長)

第四条 推進会議に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第六条 推進会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第一四号）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に栃木県消費生活安定対策審議会、栃木県文化功労者選考委員会、栃木県大規模小売店舗立地審議会、とちぎ食の安全・安心推進会議規則及び栃木県救急搬送受入協議会の委員に任命され、又は委嘱されている者の任期については、なお従前の例による。

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(4期計画)策定経過

月 日	会 議 等	内 容
令和元(2019)年6月～7月	県政世論調査の実施	食の安全・安心に関する県民の意識を調査
令和2(2020)年1月30日	第26回とちぎ食の安全・安心推進会議	基本計画骨子案の意見聴取
令和2(2020)年7月16日	第27回とちぎ食の安全・安心推進会議	基本計画素案の意見聴取
令和2(2020)年12月22日 ～令和3(2021)年1月21日	パブリック・コメントの実施	基本計画案に対する県民の意見募集
令和3(2021)年1月27日	第28回とちぎ食の安全・安心推進会議 (書面開催)	基本計画案の意見聴取
令和3(2021)年3月26日	栃木県食品安全推進本部会議	基本計画決定

とちぎ食の安全・安心推進会議委員名簿

※任期：平成31(2019)年4月1日～令和4(2022)年3月31日（五十音順、敬称略）

No	氏 名	推薦団体・勤務先等
1	荒牧 欣子	公募
2	◎石井 晴夫	東洋大学大学院経営学研究科客員教授（東洋大学名誉教授）
3	今村 光代	公募
4	木村 由美子	栃木県市町村消費者団体連絡協議会
5	齋藤 公則	公益社団法人栃木県食品衛生協会 会長
6	佐藤 敏子	公益社団法人栃木県栄養士会 会長
7	白石 資隆	栃木県議会議員
8	高橋 淳	株式会社下野新聞社 論説委員
9	竹内 明子	栃木県生活協同組合連合会 会長理事
10	手塚 敏子	栃木県女性農業士会 会長
11	○中村 好一	自治医科大学 教授（公衆衛生学）
12	永嶋 繁	栃木県農業士会 副会長
13	藤澤 勝	栃木県農業協同組合中央会 参事
14	堀口 逸子	東京理科大学薬学部薬学科 医療薬学教育研究支援センター教授
15	前田 勇	宇都宮大学農学部 教授（応用微生物学）
16	増渕 正二	一般社団法人栃木県食品産業協会 会長

(◎：会長、○：副会長)

食に関する相談窓口一覧

○食品の安全・安心に関する相談

所 属	住 所	電話番号	FAX
保健福祉部 生活衛生課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3114	028-623-3116
県西健康福祉センター	鹿沼市今宮町1664-1	0289-64-3028	0289-64-3059
県東健康福祉センター	真岡市荒町116-1	0285-83-7220	0285-84-7438
県南健康福祉センター	小山市犬塚3-1-1	0285-22-4235	0285-21-0175
県北健康福祉センター	大田原市住吉町2-14-9	0287-22-2364	0287-23-9433
安足健康福祉センター	足利市真砂町1-1	0284-41-5897	0284-41-6907

○食品の表示に関する相談(食品表示相談窓口)

所 属	住 所	電話番号	FAX
保健福祉部 生活衛生課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3114	028-623-3116
保健福祉部 健康増進課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3094	028-623-3920
県西健康福祉センター (衛生事項に関すること) (栄養成分表示等に関すること)	鹿沼市今宮町1664-1 生活衛生課 健康対策課	0289-64-3028 62-6225	0289-64-3059 //
県東健康福祉センター (衛生事項に関すること) (栄養成分表示等に関すること)	真岡市荒町116-1 生活衛生課 健康対策課	0285-83-7220 82-3323	0285-84-7438 83-7003
県南健康福祉センター (衛生事項に関すること) (栄養成分表示等に関すること)	小山市犬塚3-1-1 生活衛生課 健康対策課	0285-22-4235 22-1509	0285-21-0175 22-8403
県北健康福祉センター (衛生事項に関すること) (栄養成分表示等に関すること)	大田原市住吉町2-14-9 生活衛生課 健康対策課	0287-22-2364 22-2679	0287-23-9433 23-6980
安足健康福祉センター (衛生事項に関すること) (栄養成分表示等に関すること)	足利市真砂町1-1 生活衛生課 健康対策課	0284-41-5897 41-5895	0284-41-6907 44-1088

○食料、農業、農村に関する相談(食と農の相談室)

所 属	住 所	電話番号	FAX
農政部 農政課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2288	028-623-2340
河内農業振興事務所	宇都宮市竹林町1030-2	028-626-3076	028-626-3071
上都賀農業振興事務所	鹿沼市今宮町1664-1	0289-62-5236	0289-65-7018
芳賀農業振興事務所	真岡市荒町116-1	0285-82-4720	0285-83-6245
下都賀農業振興事務所	栃木市神田町5-20	0282-23-3425	0282-23-3752
塩谷南那須農業振興事務所	矢板市鹿島町20-22	0287-43-1252	0287-43-4072
那須農業振興事務所	大田原市本町1-3-1	0287-23-2151	0287-23-7994
安足農業振興事務所	佐野市堀米町607	0283-23-1455	0283-23-5693

○消費生活に関する相談

所 属	住 所	電話番号
消費生活センター (県民生活部くらし安全安心課内)	宇都宮市塙田1-1-20	028-625-2227